

各 位

会 社 名 朝日インテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 昌彦
(東証第二部・名証第二部 コード番号 : 7747)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 伊藤 瑞穂
(TEL. 052-768-1211)

会社の支配に関する基本方針及び
当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、2013年9月26日開催の当社第37回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「現プラン」といいます。)を継続することについて株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期限は、2016年9月開催予定の第40回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までであることから、当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、2016年8月10日に開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を前提に、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)し、本プランとして継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランにつきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ています。

<現プランからの主な変更点>

1. 大規模買付者から提供された情報について、当社取締役会が追加情報を求める場合の情報提供の期限に上限(60日)を設定しました。
2. 対抗措置の内容を新株予約権の無償割当に限定しました。
3. 対抗措置発動を判断する際の要件をより具体的に列挙しました。
4. 大規模買付者がルールを遵守した場合で、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて発動が妥当であると判断した場合においては、株主意思確認総会に諮り、可決承認を得た上でなければ対抗策を発動できないスキームに変更しました。
5. 本株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い廃止される監査役制度に関する所要の変更を行いました。なお、当該変更は、本株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものといたします。

I. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があつた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるために、以下の取組みを実施しています。

1. 経営理念

当社グループは、研究開発型企業として、医療及び産業機器分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現すると共に、広く社会に貢献していくことを企業理念としております。また特に、当社グループの医療機器分野事業は、主に、傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えており、今後も、社会に貢献できる企業であり続けることで、社会からも市場からも評価される企業として、更なる成長を遂げたいと考えております。

2. 当社の強みと企業価値の源泉

当社は、1976年の創業以来、産業機器分野において極細ステンレスワイヤーロープの開発・製造・販売に注力し、国内トップシェアを確立して参りました。1991年には医療機器分野に進出し、1992年には国内初の心筋梗塞の治療に使用される「循環器系治療用 PTCA ガイドワイヤー及びガイドティングカテーテル」の製品化に成功、更にはこれまで外科手術の領域とされておりました CT0 領域（注1）についても治療が可能な循環器系治療用 PTCA ガイドワイヤーの開発に成功するなど、現在では、当社製品の循環器系治療用 PTCA ガイドワイヤーは、国内市場においてトップシェアを確立するに至っております。このように当社が成長を続けてきた主な要因は、当社がこれまで長年に亘って蓄積し培つて参りました「技術力」にあると考えております。

これら「技術力」の核となる主な技術内容は、伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、トルク技術、樹脂コーティング技術の4つのコアテクノロジーで構成されており、これらの技術をベースに原材料から製品まで一貫生産できることが当社の強みです。また、素材から完成品まで自社内で対応できるという強みは、当社が産業機器分野を有しているからであり、これにより、医師などユーザーのニーズに対応した製品の開発・提供をスピーディに実施することが可能になります。

研究開発・製品開発を担う人材、あるいはそこに的確なニーズを還元する営業・マーケティング体制・仕組みは当社の企業価値を高めていく上で特に重要です。これらは当社経営陣の求心力・迅速な意思決定力、企業風土・カルチャー、ステークホルダー間の有機的なバランスがあつてこそ、その効果が極大化されるものと考えます。

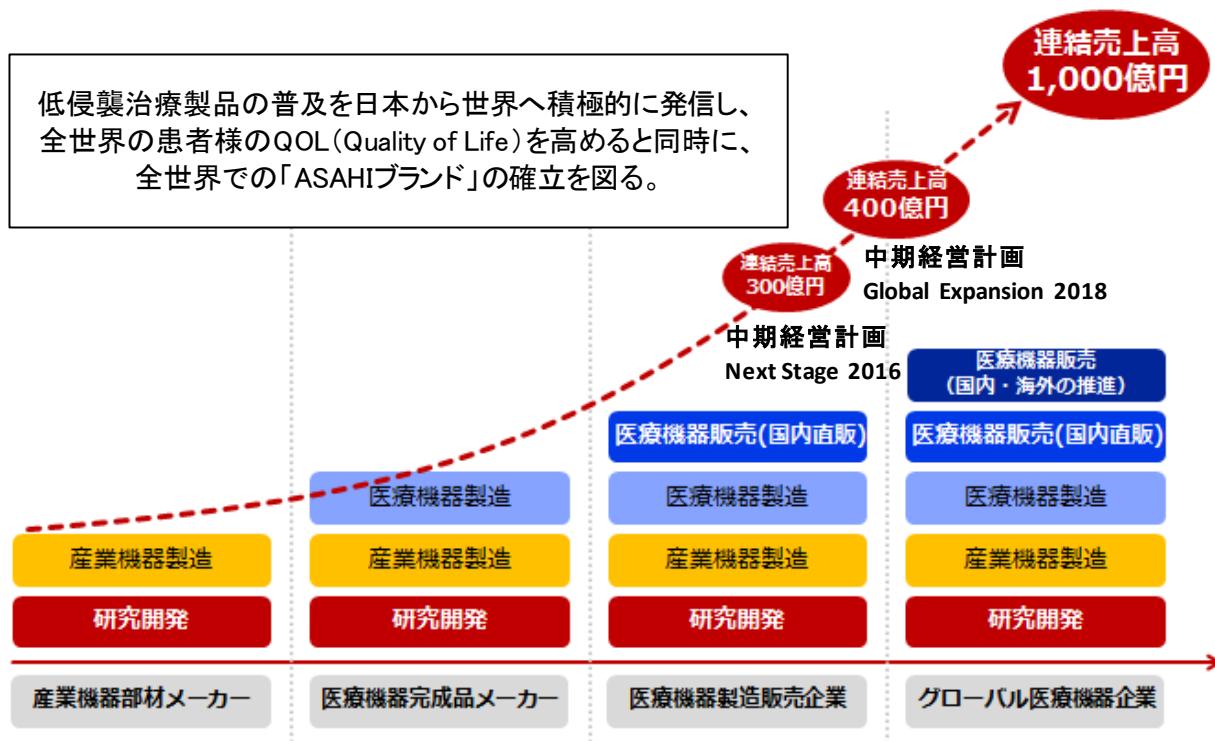
注1:CTO領域とは、

慢性完全閉塞といって長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術（バイパス手術）の領域でしたが、当社がCTOにも使用可能なPTCAガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在では、国内においてはPTCA治療（循環器系における低侵襲治療）が主流となっています。

3. 今後の経営方針と経営実績の振り返り

(1) 長期経営ビジョン

当社は、「低侵襲治療製品の普及を日本から世界へ積極的に発信し、全世界の患者様のQOL(Quality of Life)を高めると同時に、全世界での『ASAHIブランド』の確立を図る」という経営ビジョンを定め、長期的な目標として連結売上高1,000億円を掲げています。



(2) 中期経営計画

当社は2014年8月に、中期経営計画「Global Expansion 2018」を策定しました。本計画では以下4つの基本方針を定め、販売・開発・生産のそれぞれの分野における「グローバル化」を更に加速させることにより、グローバル市場における当社のプレゼンスを強化し、企業価値を一段と向上させることを企図しております。本計画では2018年6月期の連結売上高目標を400億円としておりますが、2016年6月期に2年前倒しで、ほぼその水準を達成しております。長期ビジョンの1,000億円に繋げる新たな中期経営計画につきましては、現在、取引先との条件協議等を進めており、然るべきタイミングで公表することを予定しております。

なお、当社製品の限界利益率を踏まえると、売上の伸長に伴い、利益や資本効率性も向上する構造にあると考えておりますので、当社は経営の主要パフォーマンス指標(KPI)として売上高を据えております。また、当社は製品の競争優位性の向上や競争優位の持続期間をいかに長期化させるかといった定性的な観点を重視した経営を行っており、経営方針や事業戦略について、ホームページ等で極力詳細な開

示に努めておりますので、この点も併せてご理解賜りたく存じます。

【基本方針】

1 グローバル規模での収益基盤の強化

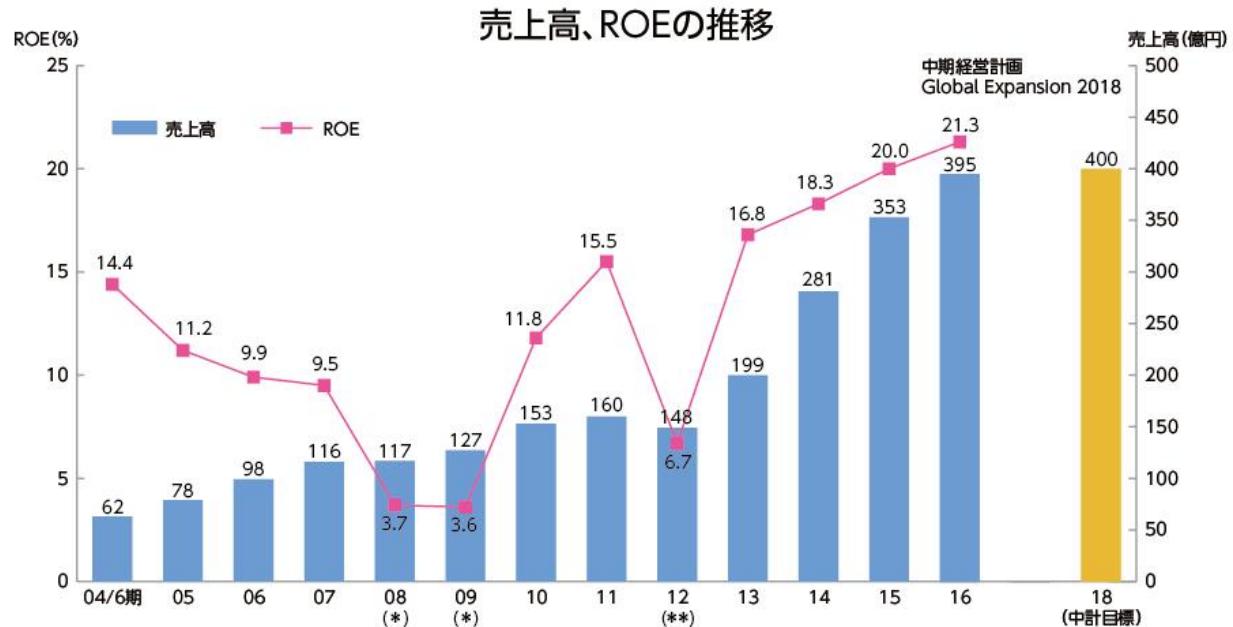
2 患部・治療領域の拡大と製品ポートフォリオの拡充

3 素材研究・生産技術の強化によるイノベーション創出

4 グループマネジメントの最適化

(3)これまでの業績と株価の推移

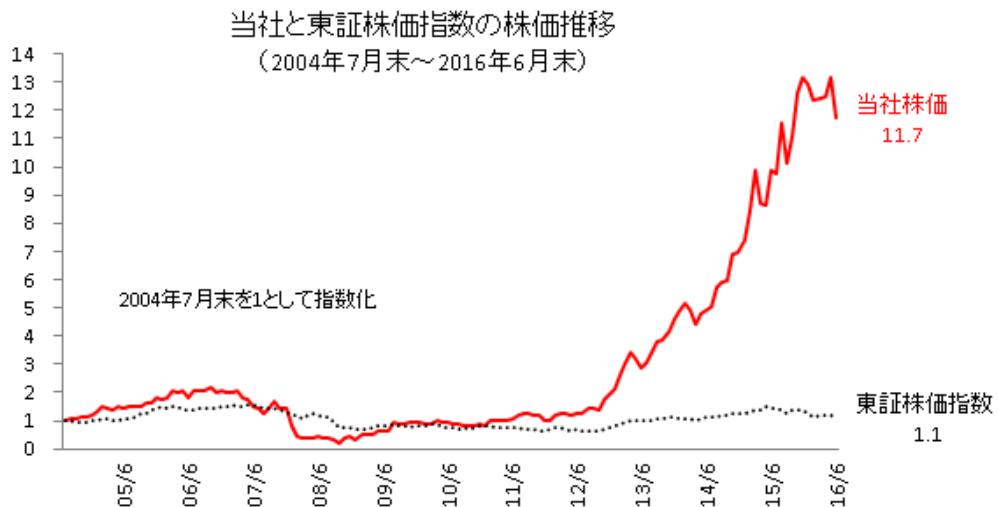
当社は2004年7月にジャスダック証券取引所に上場し、翌2005年に東京証券取引所および名古屋証券取引所の第2部に上場しました。ジャスダック市場上場後から現在に至るまでの売上高およびROEの推移は下図の通りです。売上高は当社製品に対する顧客および市場からの評価が浸透するにつれて順調に増加してきました。また、ROEについても海外主要取引先との取引条件協議に伴う一時的な混乱が生じた2008～2009年、タイ洪水の影響を被った2012年を除けば、総じて高い水準を確保出来ております。



* 2008年6月期及び2009年6月期は、海外主要取引先との取引条件協議に伴う一時的な混乱が生じておりました。

**2012年6月期はタイ洪水の影響により、当社主力工場である連結子会社ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. (タイ工場) が一時的に稼働を停止し、減産を余儀なくされました。

下図は当社の株価の推移です。2004年7月末から2016年6月末にかけて12倍弱上昇し、東証株価指数を大きく上回りました。



4. コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の1つとして位置づけ、経営の透明性の向上と監督機能の強化、企業価値向上に向けた適切なインセンティブ付けに取り組んできました。2005年より長期業績連動報酬として自社株取得目的報酬制度を導入し、2009年よりストックオプション制度をスタートさせました。また、2013年から複数の社外取締役を選任しております。

今般、当社は監査等委員会設置会社に移行することを2016年8月10日開催の取締役会で決議し、本株主総会に定款変更議案を上程する予定です。本株主総会の取締役選任議案が承認可決されると、取締役全12人中4人（構成比33.3%）が独立した社外取締役となり、取締役会の独立性は一段と向上する予定です。

5. 当社の現状と本プランの必要性

当社は、前述の長期ビジョン、中期経営計画の通り将来に向けた明確な方針を策定し、それに向けて着実に取り組んでおります。これまでの当社の業績や株価さらにはコーポレートガバナンスの取組実績等をご確認いただき、当社の考え方をご理解を賜りたく存じます。当社は低侵襲治療という世界的に注目を集め、市場規模の拡大が見込まれる事業領域に身を置いていますが、企業規模として十分に大きいとは言えず、被買収の懸念を感じてきました。また、何よりも当社が描く将来像との比較において、現状の位置は成長ステージの初期の段階にあると考えております。本プランは、当社経営陣が本業の成長戦略に集中できる環境を整えるためのものでありますので、株主の皆様にとって有益なものであると確信しております。

なお、当社は現状のステージにおいて、本プランの必要性が極めて高いと考えておりますが、今後永遠に継続する必要があるとは考えておりません。

III. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定

が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応ずるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討するため、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な情報や時間を提供することのないもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、2016年6月30日現在において、当社役員及びその関係者により当社の発行済株式の約23.3%が保有されております。但し、その比率は継続的に低下傾向を辿っており（ジャスダック証券取引所への上場（2004年7月1日）直後である2004年12月31日時点での比率は約37.6%）、また、当社株主の分布状況は内外の機関投資家や個人、国内法人など広範にわたっており、株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような状況からすれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為がなされる可能性があるものと考えております。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランを継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別紙2をご参照ください。

なお、2016年6月30日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする目的とする当社株式等（注4）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものと除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」とい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注2：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同法第27条の23第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注3：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注2の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注2の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注4:株式等とは、

金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため一定の対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております(独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。)。独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者(注5)の中から当社取締役会が選任します。本プラン継続時における独立委員会委員には、別紙4のとおり3氏に就任していただく予定です。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非などについて諮詢し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

注5：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及びその内容について、適宜公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所、代表者の氏名
- ②設立準拠法
- ③国内連絡先
- ④提案する大規模買付行為の概要等

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを交付します。大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に日本語による書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限(最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。)を定めた上で、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合は最長 60 日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長 90 日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ公表します。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、別紙 5 に定める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑥に該当し、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と独立委員会及び当社取締役会が判断する場合には、対抗措置を発動するか否かの最終的なご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

- ①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社及び当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンマーク)であると判断される場合
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜け

- をする目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ⑤大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得が、(a)当社の技術・研究開発体制の脆弱化^(※1)、(b)市場やユーザーニーズを無視した販売・マーケティングの実施^(※2)等につながり、当社企業価値を毀損し、または企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的に判断される場合

※1 当社は、4つのコア技術を主体とした、高度で独自性の高い素材加工技術を備えています。中でも最も重要なのがトルク技術です。カテーテル製品の性能は、手術の成否に直結しますが、当社が独自で保有しているトルク技術が、医師の繊細な手の感覚を、そのまま先端に伝えることができるワイヤーの開発を可能にしており、当社製品が難易度の高い病変に対する治療において、幅広く使用されている要因のひとつとなっております。これらの技術に加え、素材から製品までの一貫生産体制を構築することにより、当社独自の素材および機能を有した製品の開発・製造が可能となっていますが、これは、医療機器分野以外に、産業機器分野を有している当社の強みであり、医療機器分野での競合先との、コスト面・技術面における差別化を図る大きな要因となっています。このような技術的なシナジー構造を理解せず、短期的な資本効率を追求するあまり、両事業の分離を図ることは、当社の優位性を損なう可能性があります。また、究極のところ、当社の技術的なノウハウは、研究開発部門をはじめとする技術者などに帰属しております。技術者などに対する長期的な処遇や各種モチベーション（経営理念や経営目標への共感、研究開発組織・チーム全体のバランスや運営、製品の安定供給により人命に貢献するという社会的目標の共有等）が損なわれる場合には、技術者の離散や開発パフォーマンスの大幅な悪化を招くことが想定されます。

※2 当社は、従来は外科手術以外では治療が不可能であったC T O領域（(Chronic Total Occlusion 慢性完全閉塞）の治療を可能とする製品開発に成功し、心臓疾患におけるカテーテル治療の成功率を大きく向上させることに貢献しております。現在におきましても、C T O領域におきましては、当社製品が大きな強みを發揮しており、当社製品でなければ治療できない領域が存在しております。このような中で、マーケティング戦略の都合などにより当社製品の供給が阻害される場合には、C T O領域を中心とした難易度の高い病変部の治療を可能とするカテーテル製品の供給が困難となる可能性があります。また、市場や医師などのユーザーのニーズを十分に考慮しない身勝手な販売・マーケティングを実施することにより、医師などのユーザーからの信頼を失墜することが想定されます。

(3) 株主意思確認総会

上記5.(2)のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動が相当と判断する場合には、速やかに取締役会の判断についての株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かの最終的なご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会が発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割

当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを本新株予約権の行使条件とすることや、当社株式と引き換えに当社が本新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記 5. (1) 又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、本新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、独立委員会の勧告を受けた上で当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、本新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が本新株予約権を無償取得(当社が本新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は本新株予約権を失います。)することにより当該対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランが株主及び投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、上記 5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記 5.に記載した具体的な対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当株主」といいます。）の皆様は、対価の払い込みを行うことなく、その保有する株式数に応じて、本新株予約権が割当てられます。その後、当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きを取る場合は、大規模買付者等以外の割当株主の皆様は、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により本新株予約権の割当ての中止又は発行した本新株予約権の無償取得（当社が本新株予約権を無償で取得することにより、割当株主の皆様は本新株予約権を

失います。）を行う場合には、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

（3）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当株主の皆様は引受けの申込みを要することなく本新株予約権の割当てを受け、又当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きをとる場合には、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、本新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、本株主総会終結の時から2019年9月開催予定の第43回定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、
①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、
②当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から隨時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて 独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性（会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化

を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記III. 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠するものとなるようになっております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記III. 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、本株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として監査等委員会設置会社に移行することを予定しており、監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役任期規制に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年とするものであり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記III. 5. 「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保しております。

以上

(別紙 1)

当社株式の状況(2016年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 64,148,800 株 (自己株式 911,890 株含む)
- (3) 株主数 4,903 名
- (4) 大株主 (上位 10 位)

氏名又は名称	所有株式数 (株)	所有株式比率 (%)
アイシーエスピー有限会社	5,098,000	8.06
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,907,400	7.76
MMK株式会社	3,092,000	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,639,800	4.17
株式会社ハイレックススコープレーション	2,400,000	3.79
宮田 昌彦	1,690,300	2.67
株式会社ホギメディカル	1,583,200	2.50
宮田 憲次	1,580,000	2.49
B B H F O R M A T T H E W S J A P A N F U N D	1,578,300	2.49
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,332,500	2.10

(注) 所有株式比率は、自己株式 (911,890 株) を控除して計算しております。

(5) 所有者別状況

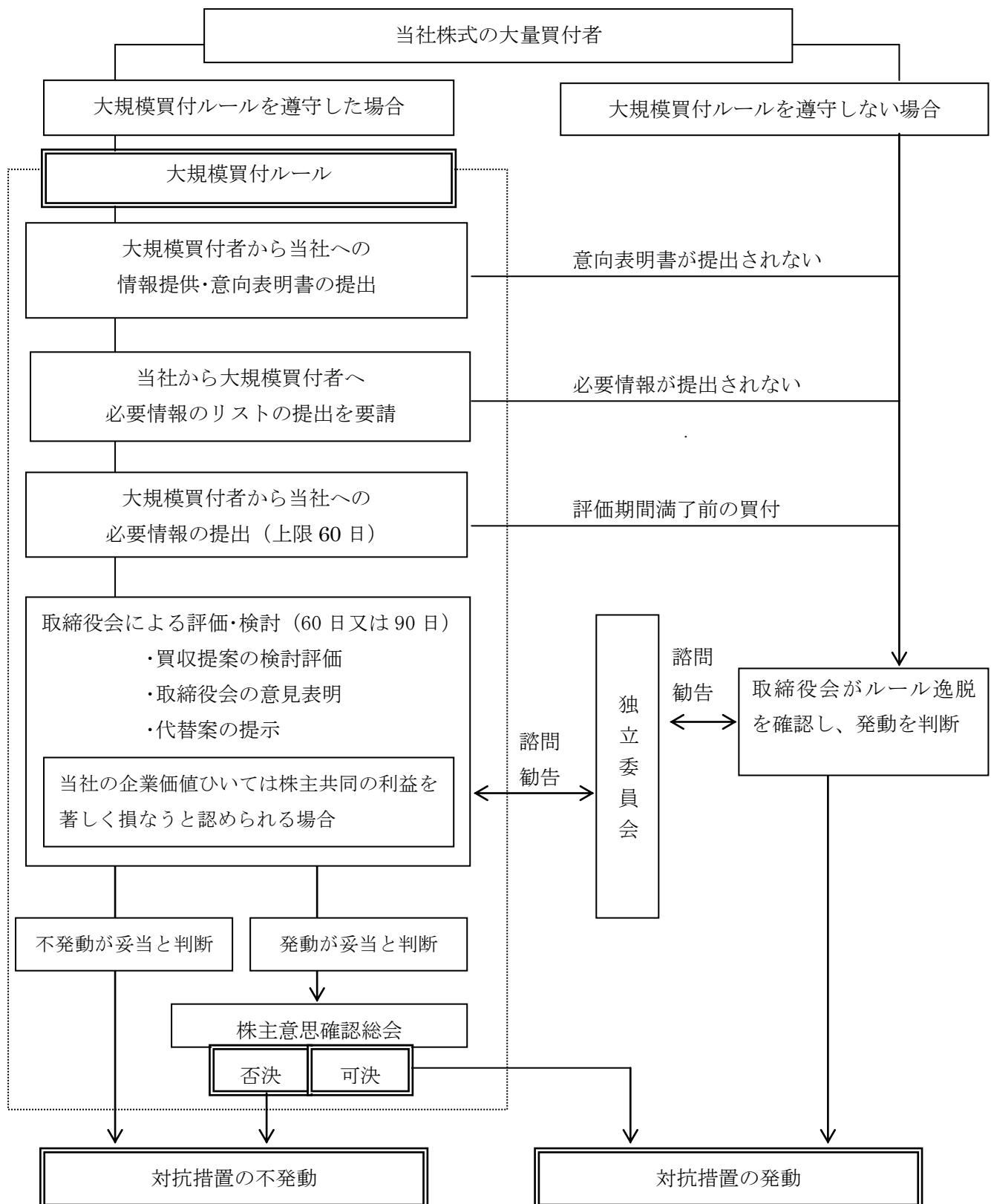
区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等	個人 その他	計		
株主数 (名)	-	46	36	46	302	5	4,308	4,743	-
所有株式数 (単元)	-	160,468	5,365	171,292	216,796	6	87,493	641,420	6,800
所有株式数 の割合(%)	-	25.01	0.84	26.71	33.80	0.00	13.64	100.00	-

(注) 1. 自己株式 911,890 株は、「個人その他」に 9,118 単元、及び「単元未満株式の状況」に 90 株 含まれております。

2. 単元未満株式の株主数は、160 名であります。

買収防衛策の概要

大量買付行為が開始された場合のフローチャート



(注)本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧下さい。

独立委員会規程の概要

1. 構成員

独立委員会の委員（以下「委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役及び②社外の有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者及び他社の取締役又は執行役として経験のある者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。委員の任期は、2019年9月開催予定の第43回定時株主総会の終結の時又は本プランが廃止される時のいずれか早く到来する時までとする。なお、社外取締役である委員が社外取締役でなくなった場合は、委員としての任期も同時に終了するものとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

但し、委員の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自己又は取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を得ることができる。

- ①大規模買付行為の大規模買付ルールへの該当性
- ②大規模買付者が取締役会に提供すべき情報
- ③大規模買付者が提出した情報の本必要情報としての充足性
- ④当社による大規模買付行為に対する代替案の検討
- ⑤新株予約権の発行（無償割当てを含む。）又は不発行
- ⑥大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑦対抗措置の発動の必要性
- ⑧その他大規模買付ルール、新株予約権、大規模買付行為に関連し、取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】大林 敏治（おおばやし としはる）

【略歴】1941年11月11日生

1960年4月 税務講習所名古屋支所入所
1985年12月 税理士資格取得
1993年7月 刈谷税務署副署長
1994年7月 名古屋国税局課税第一部資料調査第三課長
1996年7月 名古屋国税局課税第一部資産税課長
1998年7月 富士税務署長
1999年7月 熱田税務署長
2000年9月 大林敏治税理士事務所開業
2008年9月 当社監査役（現任）

【氏名】伊藤 清道（いとう きよみち）

【略歴】1950年2月7日生

1974年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社
1985年8月 トヨタ自動車株式会社 海外企画部 技術課係長 システム企画課長
1994年1月 Toyota Motor Manufacturing Canada, Inc 出向 秘書役
1999年1月 トヨタ自動車株式会社 マリン事業部 主査
2000年7月 トヨタ自動車株式会社 米州営業部 主査
2002年7月 Toyota Kirloskar Auto Parts Pvt. Ltd., 社長
2008年3月 中京大学経営学部教授
2013年9月 当社取締役（現任）
2015年4月 中京大学国際英語学部客員教授（現任）

【氏名】芝崎 晶紀（しばざき あきのり）

【略歴】1945年1月20日生

1980年2月 中央立体図株式会社（現CDS株式会社） 代表取締役社長就任（現任）
1988年8月 株式会社ティーピーエス代表取締役社長
2005年12月 株式会社エムエムシーコンピュータリサーチ（現株式会社MCOR） 代表取締役会長
2008年10月 株式会社バイナス代表取締役会長
2010年3月 株式会社バイナス取締役相談役就任（現任）
2010年8月 株式会社東輪堂代表取締役会長就任（現任）
2005年7月 株式会社PMC取締役会長就任（現任）
2007年3月 株式会社MCOR取締役相談役就任（現任）

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会が基準日として定める日における発行可能株式総数から普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。) の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。) でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定める。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定める。なお、取得条項については、上記 6 の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

以上